

令和7年度

学校防災マニュアル

(2025 改訂)



高知県立高知東高等学校

目次

I 事前の危機管理（備える）

1 学校の立地状況と災害想定、避難場所等	
（1）学校の地理的条件等	1
（2）災害想定	1
（3）避難場所等	1
（4）一次避難場所（①火災時、②水害時、④地震時の避難場所）	2~4
（5）二次避難場所（近隣の避難場所）	5
2 災害発生時の組織体制	
（1）指揮命令者	6
（2）組織体制	6,7
（3）休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制	7
（4）教職員参集方法	8,9
3 連絡体制	
（1）連絡体制フロー図	10
（2）関係機関連絡先	11
（3）保護者への連絡体制	12

II 発生時の危機管理（命を守る）

1 地震発生時の対応	
（1）生徒在校中の対応	13
特別教室等での留意事項	14
（2）校外での活動時の対応	15
（3）登下校中の対応	16
（4）在宅中（休日・夜間）	17
2 保護者への引き渡し	18~20

III 事後の危機管理（暮らしをとりもどす）

1 児童生徒等の心のケアについて	21,22
2 避難所開設・運営支援	23
3 学校再開に向けた取組	24

IV 参考資料

1 学校防災マニュアルチェックシート	25
2 地震対策チェックリスト	26

I 事前の危機管理（備える）

1 学校の立地状況と災害想定、避難場所等

（１）学校の地理的条件等

住 所	高知市一宮徳谷 2 3 番 1 号
最 寄 駅	J R 土佐一宮駅（駅より徒歩約 7 分）
海拔高度	2 メートル
海岸線からの直線距離	約 7. 5 キロメートル

（２）災害想定

最 大 震 度	7
揺 れ の 時 間	2 ～ 3 分
最大津波浸水深（予想）	約 2 メートル
津波到達時間（予想）	地震発生から約 6 0 分後

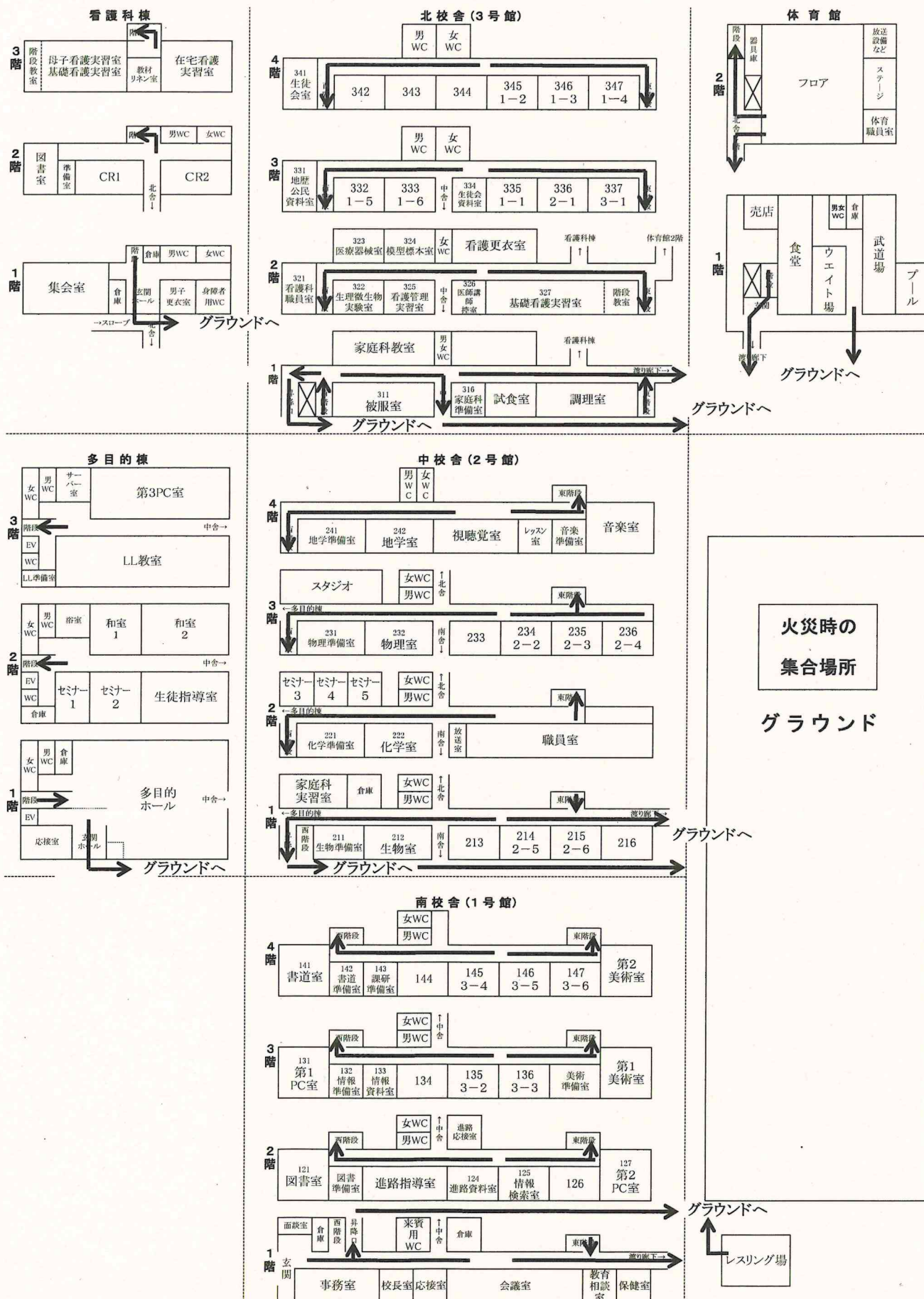
（３）避難場所等

一 次 避 難 場 所	校舎の 3 階または 4 階
二 次 避 難 場 所	徳谷公民館、一宮東小学校

(4) 一次避難場所

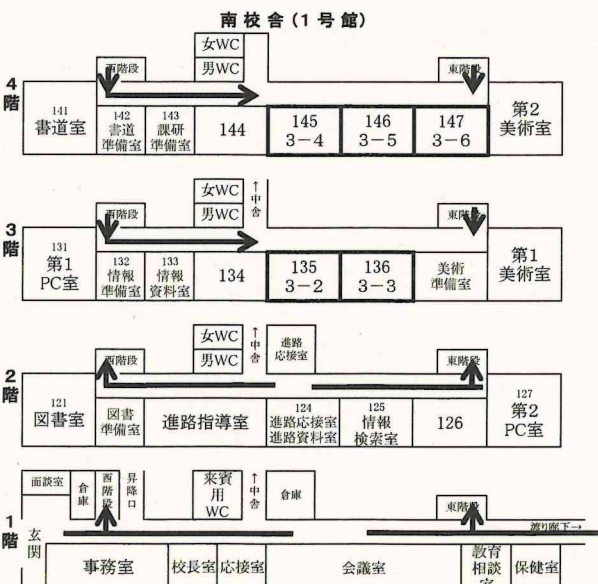
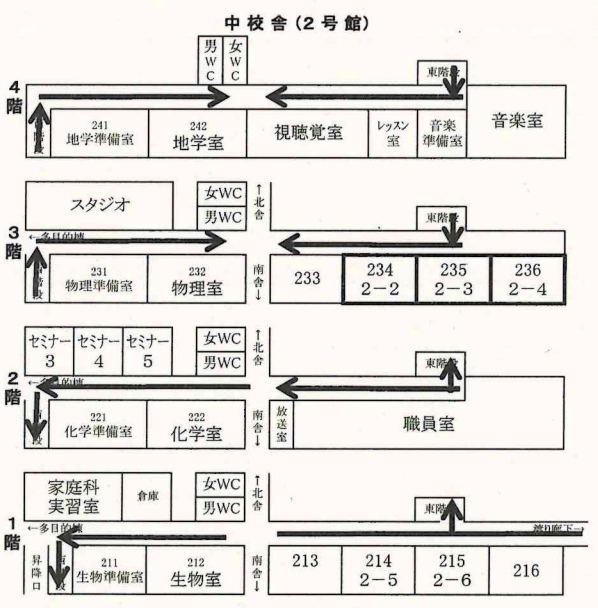
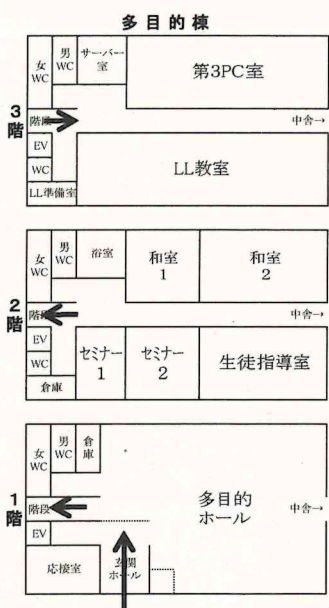
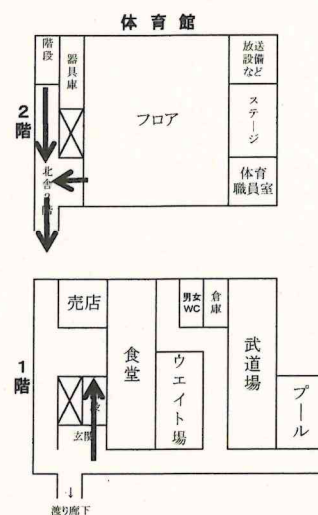
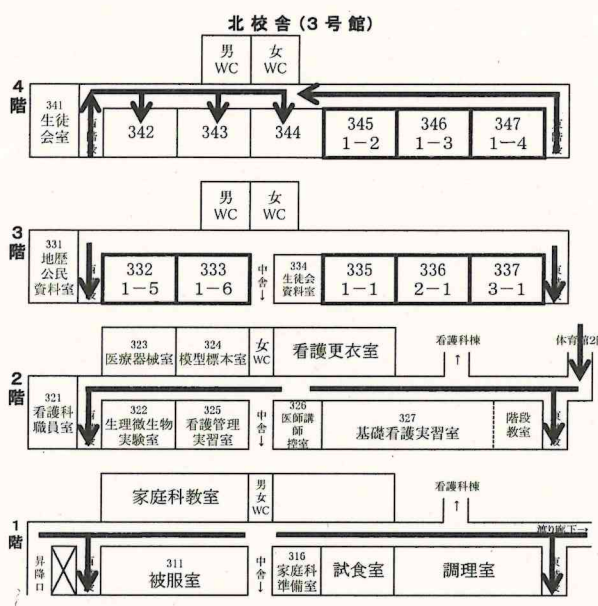
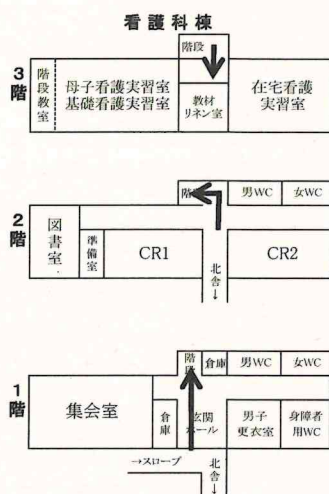
① 火災時の避難経路(火災場所は避ける)

○ 出火時の避難経路は、火元から遠くなる方向へと経路を取り、校舎外へ退避すること。また、避難経路の途中が火災場所の場合は、火災場所と反対方向の経路を退避すること。
集合・点呼の場所は、グラウンドとする。



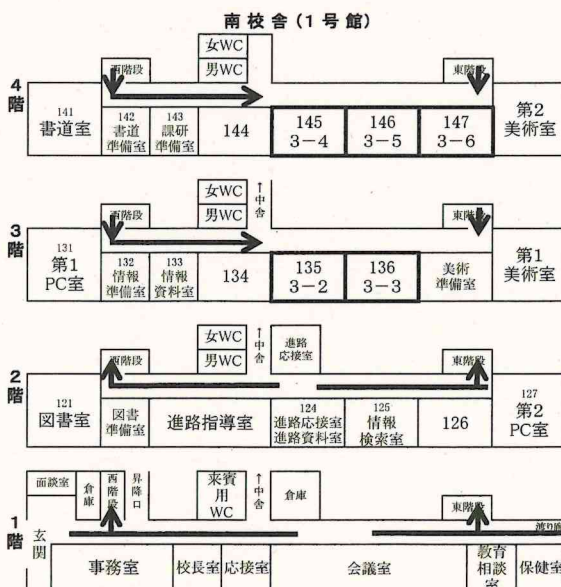
(4) 一次避難場所 ②水害時の避難経路(3階以上に避難)

○ 水害時の避難経路は、浸水を避けるために、校舎3階以上に退避すること。また、避難経路の途中が通行不可の場合は、別の経路を退避すること。
集合・点呼の場所は、それぞれ校舎3階以上の教室とする。



③地震発生時の避難経路(3階以上に避難)

集合・点呼の場所は、それぞれ校舎3階以上の教室とする。

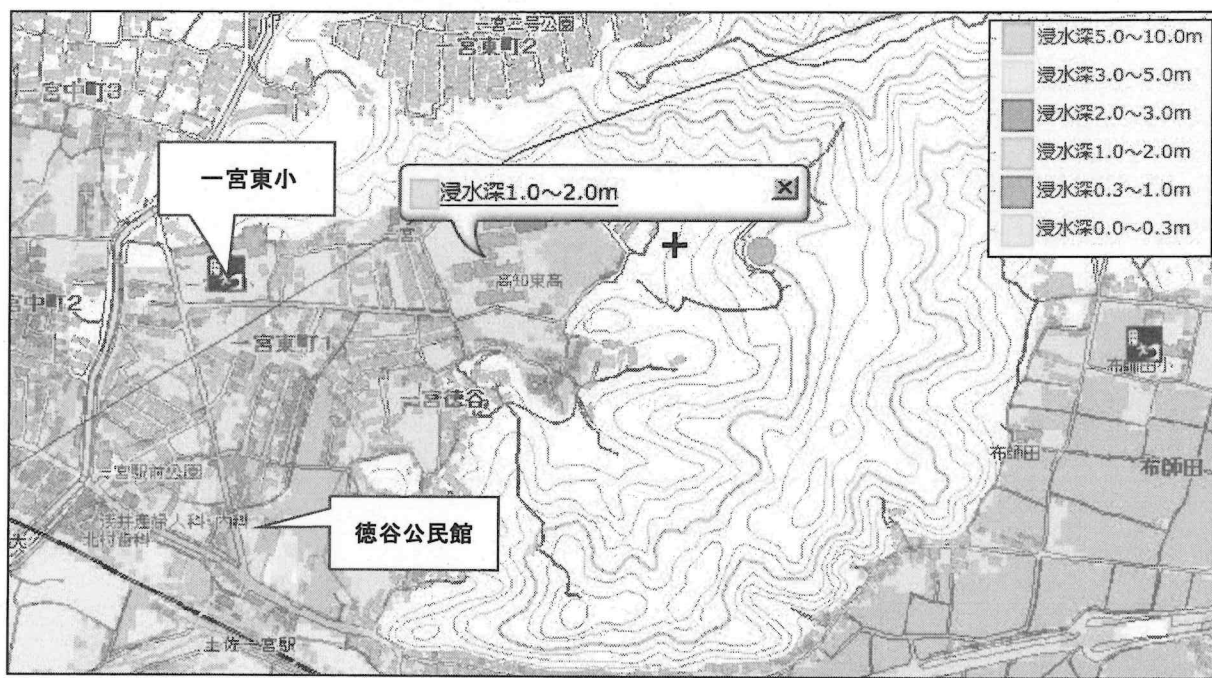


レスリング場

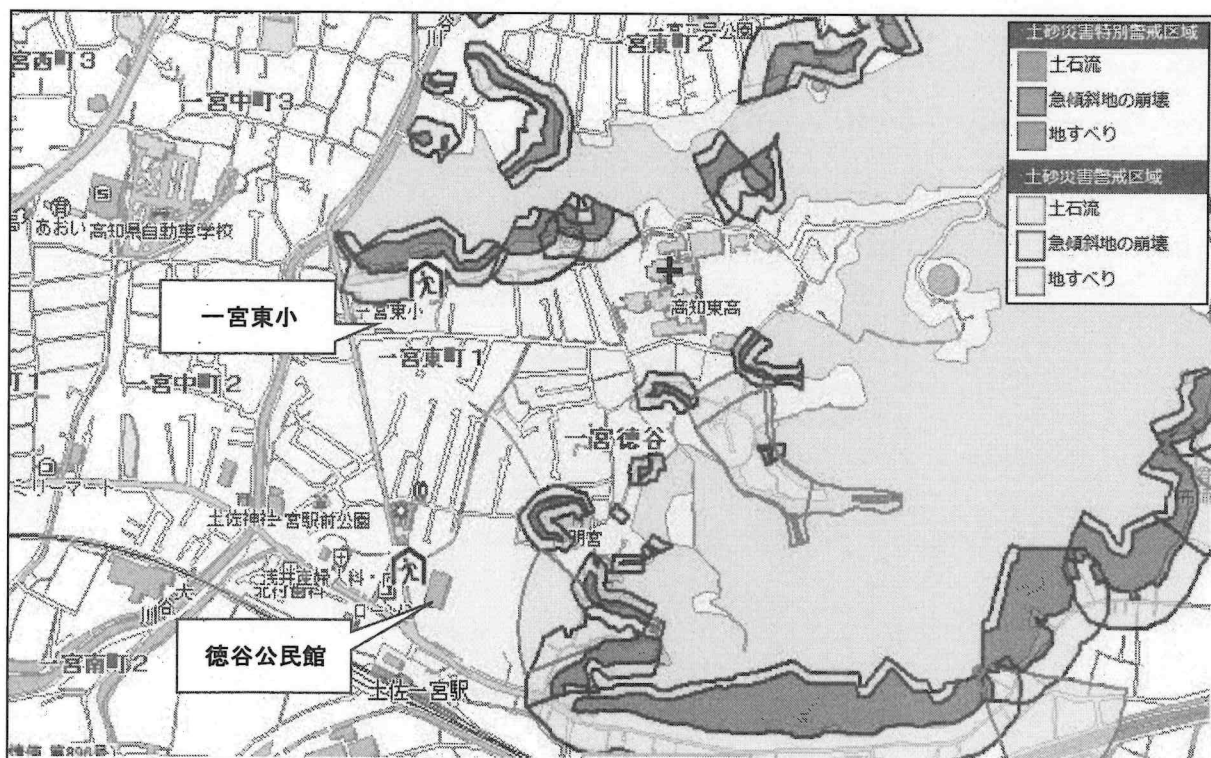
(5) 二次避難場所（近隣の避難場所）

- ・一宮東小学校（距離 600m 徒歩約 7 分）
- ・徳谷公民館（距離 700m 徒歩約 8 分）

津波浸水予想図（高知県防災マップより）



土砂災害警戒区域図（高知県防災マップより）



2 災害発生時の組織体制

(1) 指揮命令者

順	職 名
1	校長
2	第1教頭
3	第2教頭
4	事務長
5	主幹教諭

(2) 組織体制

◎・・・・・・班長

名 称	担 当	主 な 対 応
総括本部	本部長 校長 副部長 教頭 (安否・避難・渉外) 教頭 (生徒・救出・救護) 事務長 (避難所協力)	・校内放送等による連絡や指示 ・応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定） ・各班との連絡調整 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡
生徒対応班 (生徒支援部)	◎生徒支援主事 特別支援教育 コーディネーター	・生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示 (押さない・走らない・しゃべらない・戻らない) 等 ・生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・二次災害の防止活動
避難誘導班 (総務部) (進路部)	◎総務主任 進路指導主事 防災担当教員	・分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、生徒の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施 等 ・分散して各教室、トイレ体育館等の残留生徒を確認
安否確認班 (主幹教諭) (教務部) (情報教育) (学年主任)	◎主幹教諭 教務主任 情報教育部長	・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告 ・被害生徒の保護者への連絡
救出班 (補導担当) (総合学科推進部)	◎補導専任 ◎総合学科推進部長	・負傷者の状況を確認 ・負傷者を救出 ・行方不明者の搜索 ・校内の警備 等
救護対策班 (看護科)	◎養護教諭 看護科長	・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡 等

配備体制	配備基準 (例)	参 集 体 制
第 1 配備 警戒体制	<u>震度 4</u> の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員 (3～4 名) を配備 1. 教頭 4. 事務長 2. 教頭 3. 主幹教諭
	<u>津波注意報</u> が発表	津波浸水が想定される学校等においては、管理職を含め、校長が指定する教職員 (1～2 名) を配備 1. 教頭 2. 教頭
第 2 配備 厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	<u>震度 5 弱</u> の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員 (<u>5 割以上</u>) を配備 徒歩 2 時間以内に参集できる職員 ※ (4) 令和 7 年度 教職員参集方法一覧 参照
	<u>津波警報</u> が発表	津波浸水が想定される学校等においては、管理職を含め、校長が指定する教職員 (3～4 名) を配備 1. 教頭 4. 事務長 2. 教頭 3. 主幹教諭
	<u>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</u> が発表	管理職を含め、校長が指定する教職員 (<u>5 割以上</u>) を配備 徒歩 2 時間以内に参集できる職員 ※ (4) 令和 7 年度 教職員参集方法一覧 参照
第 3 配備 学校等災害対策本部設置	<u>震度 5 強</u> の地震が発生	原則として全ての教職員を配備 * 勤務校への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等へ
	<u>大津波警報</u> が発表	同上
	<u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意又は巨大地震警戒)</u> が発表	同上

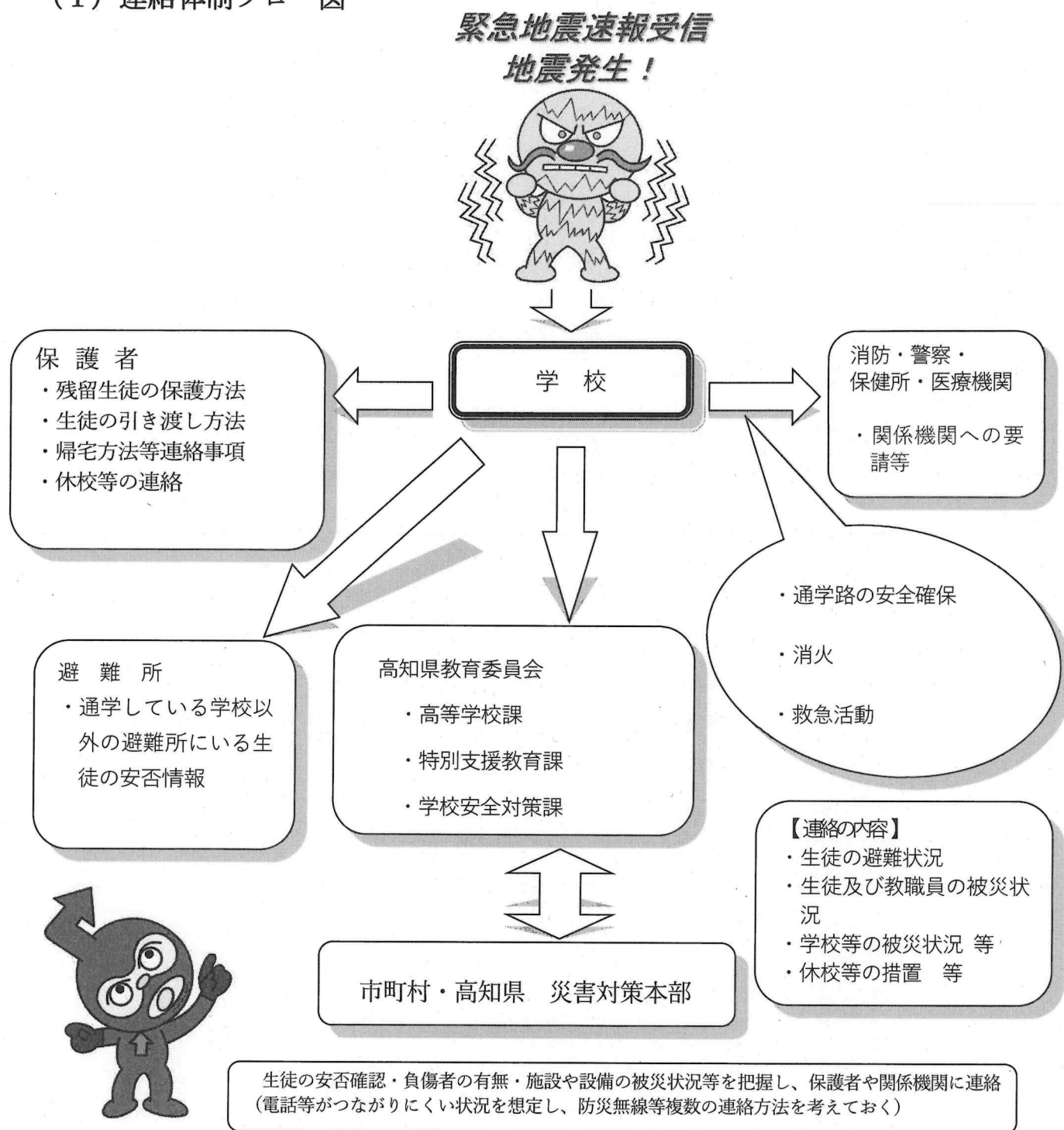
(3) 休日・夜間 (勤務時間外) の震災時における参集体制

【 参集体制 】

※ (4) 令和 7 年度 教職員参集方法一覧 参照

3 連絡体制

(1) 連絡体制フロー図



(2) 関係機関連絡先

高知県教育委員会

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育・児童生徒課	088-821-4765	088-821-4559	

消防、警察、医療等関係機関

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
高知北消防署	088-802-6031	088-802-6032	
高知東警察署	088-866-0110		
高知市保健所	088-822-0577	088-822-1880	
きんろう病院	088-845-8711	088-845-3928	
やまと診療所高知	088-873-6111		
土本歯科	088-823-9622	088-823-9137	
近森病院	088-822-5231		
三愛病院	088-845-5291	088-845-5611	
日赤病院	088-822-1201	088-822-1468	
高知医療センター	088-837-3000	088-837-6766	

高知市

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
高知市役所	088-822-8111		
高知市防災政策課	088-823-9055	088-823-9085	
高知市地域防災推進課	088-823-9040	088-823-9008	
高知市地域保健課	088-822-0577	088-822-1880	
高知市教育委員会教育政策課	088-823-9478	088-823-9361	
一宮ふれあいセンター	088-845-1691		

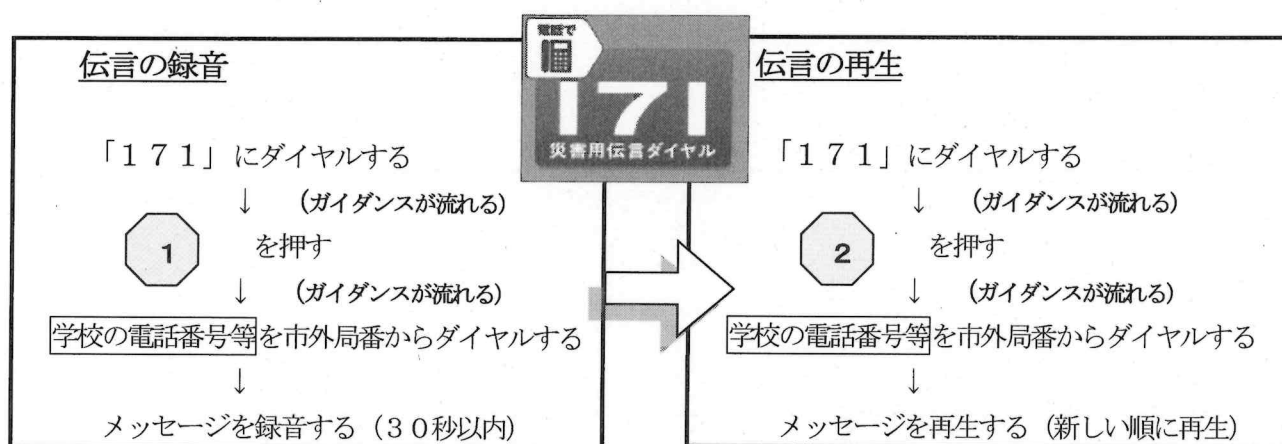
(3) 保護者への連絡体制

災害発生時には、電話の使用不能が予想されるため、生徒の安否確認や状況の連絡等について、次の連絡手段で対応する。

- | | | |
|--------------------------------|-------------------|-----------|
| ①電話 | ②学校家庭連絡システム（すぐーる） | ③学校ホームページ |
| ④災害伝言ダイヤル「171」（災害用伝言板「web171」） | | |

<参考>

- ① 災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）について【自宅の電話・公衆電話・携帯電話から】
災害用伝言ダイヤル「171」とは、災害発生時（震度6弱以上の地震など）にNTTが行う伝言ダイヤルサービスで、事前契約等は一切不要。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡等に活用できる。
（災害用伝言ダイヤルサービスの開始は、テレビ・ラジオなどで通知される。）



- ② 災害用伝言版「web171」（イナイ）について

*災害時以外でも、体験利用日が設定されています。

【体験利用日】

- ・毎月1日、15日 ・正月三が日（1月1日～1月3日）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

【提供条件】

- ・伝言録音時間・30秒
- ・伝言保存時間・6時間
- ・伝言基基数・10伝言

インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス

web171
災害用伝言板

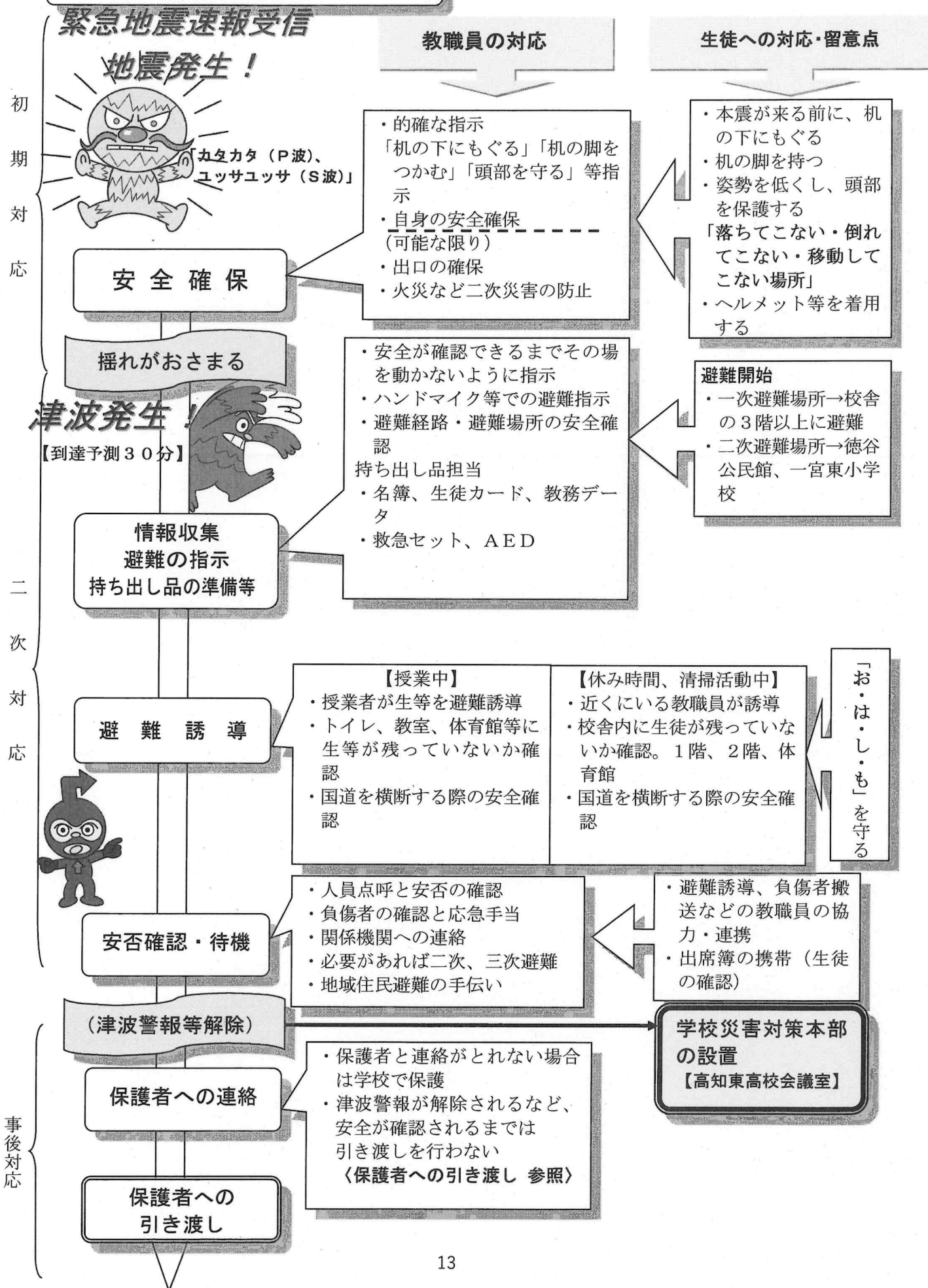
【伝言の登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから
<https://www.web171.jp/>へアクセスし、電話番号をキーに伝言を「登録」。

【伝言の閲覧】<https://www.web171.jp/>へアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して「閲覧」。

II 発生時の危機管理（命を守る）

1 地震発生時の対応

(1) - 1 生徒在校中の対応

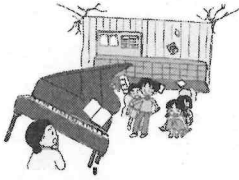


(1) - 2 特別教室等での留意事項

【場所別の指示と児童生徒等の行動】

キーワードは
「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ避難！



場 所		教職員の指示（例）	児童生徒等の行動
普通教室		「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」 「頭部を守る」「その場を動かない」	・机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特 別 教 室	理 科 室	「窓やガラスから離れる」 「薬品から離れる」 「棚から離れる」	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調 理 室	「火の側から離れる」 * 火・湯・薬品等の危険な物のそばから離れる	・食器等が入っている棚から離れる
	音 楽 室	「ピアノから離れる」	・ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる
	コンピューター室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」	・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する
	学 校 図 書 館 等	「本棚から離れる」 ◎教室の状況に応じて具体的に指示をする	・本棚から離れる 
体 育 館		「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気をつける」	・天板や天井灯、窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる
運動場・校庭		「校舎、フェンスや遊具などから離れて、体を低くする、グラウンドの中央に集まる」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する。 ・落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部分に避難する
プ ー ル		「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	・プールの端に移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊下・階段		「しゃがんで、頭部を守る」 「教室に入る」	・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる

教職員の対応における留意事項

- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・生徒の人員確認
- ・声かけ等による生徒の不安の除去
- ・余震や二次災害への対応

教職員と生徒が離れている場合の対応

（休み時間、放課後、部活動等）

- ・分散して、校舎内を巡回し、生徒の安全を確認する
- ・本部の避難指示を受け、必要に応じて、生徒をより安全な場所へ誘導する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当をする

テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等、室内の安全対策について、可能な限り具体的な予防対策を講じておく。

(2) 校外での活動時の対応

※教職員が引率し校外で活動している場合（遠足、部活動の大会、修学旅行など）

緊急地震速報受信

地震発生！

安全確保

揺れがおさまる

津波発生！

避難誘導



ゆうどうくん

(津波警報等解除)

学校等への連絡

教職員の対応

- ・状況の把握と的確な指示
- ・倒壊物、落下物への注意・指示
- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・パニックをおこさないように、声をかけて安心させる

- ・揺れがおさまったら、場所によって情報を集めながら、安全な場所へ避難の指示
- ・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の上層階へ避難(最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し、津波警報等が解除される等、津波の心配がなくなるまで戻らない)
- ・生徒の不安を取り除く声かけ
- ・生徒の安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・ラジオ等による情報収集

- ・学校等への状況報告
- ・校長からの指示を受ける

- ・学校等は保護者へ状況を連絡する

生徒への対応・留意点

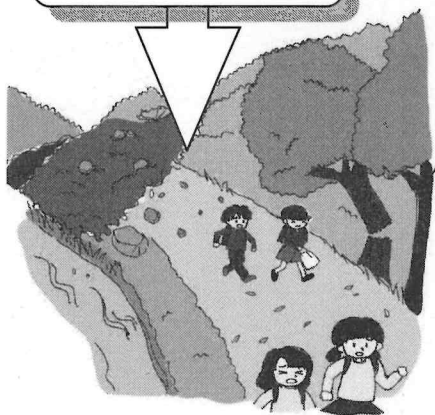
- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる

★あらかじめ次のことを確認しておく

- ・その地域の避難場所等の必要な情報
- ・家庭、学校等への連絡方法

- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・状況に応じて、地域の方に助けを求める

部活動中に地震が発生した場合も想定しておく



(3) 生徒が登下校中の対応

★防災教育で通学路上の避難場所を確認させておく。
(「高校生のための防災ハンドブック」p5の活用)

緊急地震速報受信

地震発生!



安全確保

揺れがおさまる

津波発生!

避難

校内巡視

通学路巡視

(津波警報等解除)

生徒の安否確認

避難場所確認

自宅確認

生徒に関する情報の集約

生徒の家庭への引き渡し

関係機関への報告

教職員の対応

学校内にいる教職員

- ・自身の安全を確保
- ・近くの生徒に的確な指示

学校外にいる教職員

- ・自身の安全を確保

学校内にいる教職員

- ・校内にいる生徒の安否確認等(在校時の対応を基本とする)
- ・(津波浸水時間を考慮して)可能な限り学校近辺や通学路を巡回して生徒の安否確認及び避難誘導を行う
- ・避難場所等も確認する

学校外にいる教職員

- ・近くの避難場所へ避難する



校内にいた教職員

- ・生徒カードに記入されている避難場所の確認

校外にいた教職員

- ・原則、学校へ参集する
- ・避難した避難所での情報収集(生徒の安否確認)
- ・学校へ状況を連絡

- ・保護した生徒の家庭への連絡
- ・家庭と連絡がとれない場合は学校で保護

生徒の対応・留意点

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる

- ・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する
- ・津波被害の危険性がある地域では、強い揺れ、長い揺れを感じたり、津波に関する情報があつた場合は自らの判断で今いる場所から最も近い高台へ避難する
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない

- ・避難後、学校、自宅の近い方へ移動する
- ・学校へ安否確認の連絡をする

生徒カードを担任と職員室で1部ずつ保管しておく

(4) 生徒が在宅中（休日・夜間）の対応

★防災教育で自宅からの避難場所を確認させておく。

緊急地震速報受信

地震発生！



安全確保

揺れがおさまる

避難

(津波警報等解除)

学校等へ参集
(教職員)

生徒の安否確認

避難場所確認

自宅確認

校内施設の被害状況
確認

生徒に関する情報の
集約

関係機関への報告

教職員の対応

生徒の対応・留意点

・自身、家族の安全確保

・身を低くし、頭部及び
上半身を保護する

津波発生！
学校が津波の被害を
受けて使用できないと
予測される場合は、別の
集合場所を決めておく

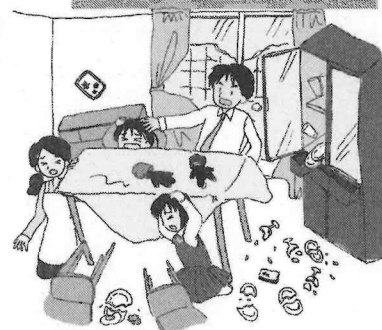
・震度5強以上の地震が発生
した場合、原則として全員
学校等に集合
〈教職員参集方法 参照〉
・集合できない場合は学校へ
状況連絡
・教職員の安否確認

・指定されている場所
へ避難する
・津波注意報・警報が
発表された場合や海
岸部や津波被害の危
険性がある地域で
は、高台や十分な強
度のある建物の上層
階などあらかじめ決
めておいた場所へ避
難する
・津波警報が解除さ
れるまで避難場所を動
かない

校内にいた教職員
・生徒カードに記入されている
避難場所の確認

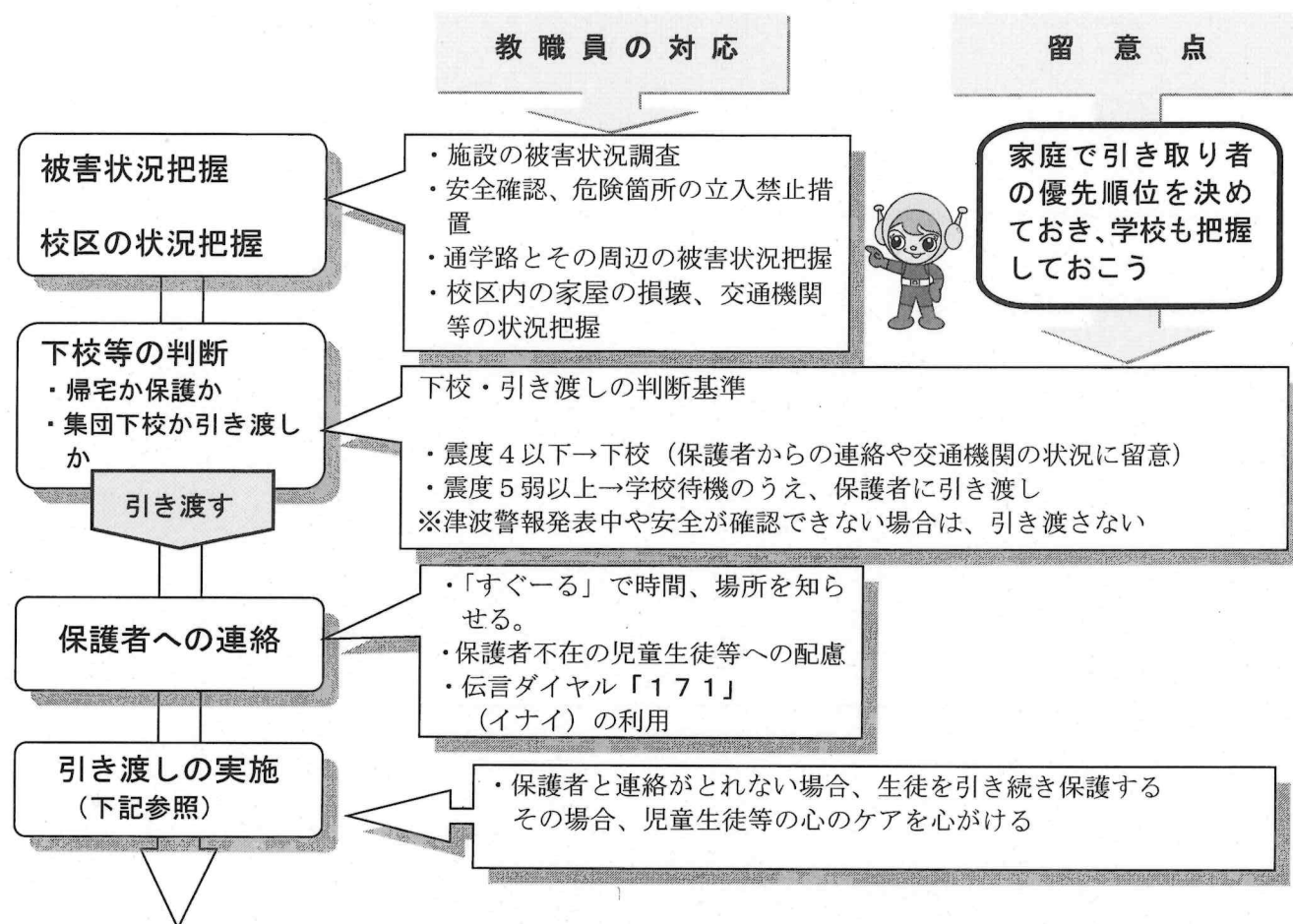
・担任及び副担任等による安否
確認

・学校へ安否確認の連
絡をする
(生徒・保護者)



★教職員の参集体制について
・学校まで参集できない場合は最
寄りの学校等へ
・あらかじめ一覧表を作成し、教
職員で情報共有する
〈教職員参集方法 参照〉

2 保護者への引き渡し



引き渡しの手順

- (1) 生徒はクラスごとに教室で待機し、保護者は玄関前ロータリー等で待機する。
- (2) ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
 - ・ 生徒が負傷している場合は、養護教諭（本部）に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。
 - ・ 生徒が不明な場合は、本部にて指示を受ける。
- (3) 生徒引き渡し管理表に引き渡し情報（引渡日や引取者等）を必ず控え、把握しておく。

【引き渡しの留意点】

引き渡しの判断基準や引き渡し手順、連絡方法等を、あらかじめ保護者に周知しておくことが必要。

①引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、生徒の安全を最優先にするため、以下の点に注意する

○津波など限られた時間での対応が迫られる場合（津波警報発表中など）には、保護者に対して
も災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや更なる避難行動を促すなどの対応も必要。

○家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要。

○校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要。

②学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及び、生徒を待機させる場合には、以下の点に留意する

○不安を訴える生徒に、心のケアができるよう、スクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

○近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。

○待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

③引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、一度に多くの保護者等が集まり、混乱、錯綜することが考えられるためあらかじめ引き渡しの手順を明確化しておく。また、訓練等を通して保護者等に周知しておく。

■校外で引き渡す場合の流れ

①引き渡しが可能かどうか判断する。（二次災害の危険の有無等）

②学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合で、どちらが安全かを判断する。

③現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者等に取り組みに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

*校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者等にも周知しておく

参考【東日本大震災の事例から】

保護者等へ引き渡した後、津波で犠牲に・・・

東日本大震災では児童生徒を保護者等に引き渡した後に津波被害に遭うケースがありました。岩手、宮城、福島3県で犠牲になった小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒351人のうち、引き渡し後に犠牲になったのは120人（河北新報社調べ）と3分の1を占めています。

岩手県気仙沼市立小原木小学校は標高約45mにあり、児童の多くは海沿いの低地に住んでいる。震災直後、校庭には児童の引き渡しを求めて20人以上の保護者が集まっていたが、学校は独自の判断で児童の引き渡しを見合わせた。「高台なので、ここにいたほうが安全」と保護者等にも理解を求め、児童らは校庭で待機した。眼下に広がる集落が津波にのみこまれたのはそれから30分後だった。

生徒引き渡し管理票

年 H

No	生徒氏名	現状	引き渡し情報						担当	備考
			月日	時間	引き取り者	関係	避難予定場所	連絡先		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

Ⅲ 事後の危機管理（暮らしをとりもどす）

1 生徒の心のケアについて

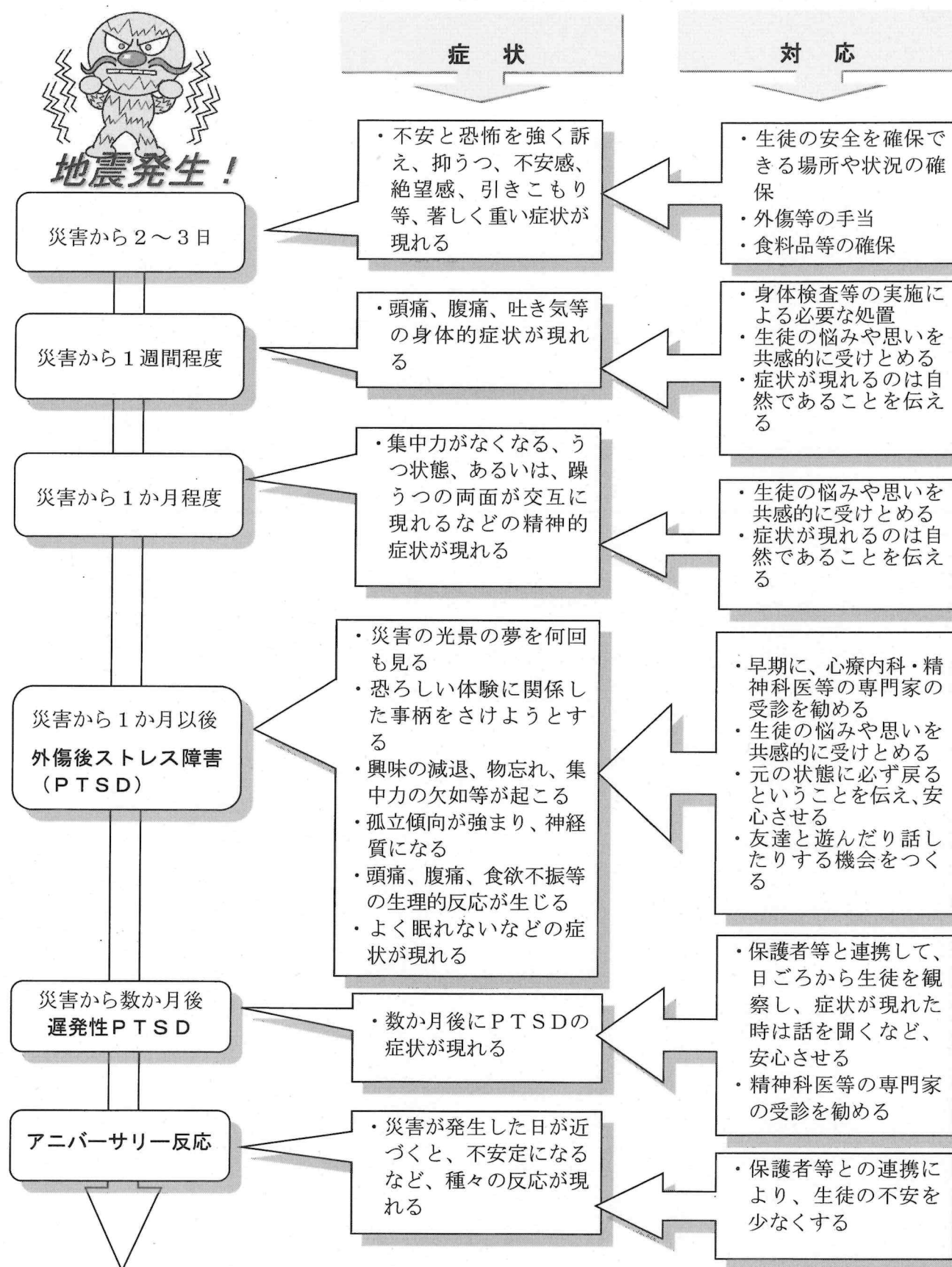
大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、生徒によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがある。

このため、生徒の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。



*心のケアについては「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－」（平成22年7月 文部科学省）を併せて参考にする
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

災害後、生徒に現れる可能性のある症状とその対応



上記はあくまで一例。災害発生から10日程度は、実際は心の中で大きな動揺が起こっていても、全く感情が表に現れなかったり、いたって普段通りに振る舞ったりするケースも考えられる。
 温かい気持ちで見守りながら、生徒の状況を注意深く観察していくことが大切。
 また、災害発生時は、生徒の命を守る立場の教職員も強いストレスを受けるため、教職員の心のケアも非常に重要。

2 避難所開設・運営支援

「避難所準備委員会」立ち上げ
「事前協議」実施

・地域の自主防災組織や市町村防災担当部局の職員等により「避難所運営マニュアル」作成、協力体制の確立
(鍵の受け渡し、避難所として開放できる区域の取り決め、避難所運営方法等)

地震発生！

留意事項

市町村防災担当部局職員の参集

学校等災害対策本部の設置
避難所支援班の設置

・本部は会議室等に設置
・避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定

施設の安全点検
施設等開放区域の明示

・施設内の安全確認、開放できる区域の明示
(校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室は開放しない)
・立入禁止区域の明示
・事前に決めておいた優先順位にしたがって施設等を開放
・お年寄りや障害のある方等への優先的配慮
・緊急車両等の駐車スペースの確保

避難所開設の判断

避難空間の区割り

避難者の受付・誘導

・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
・担当者による誘導
・自家用車は原則乗り入れ禁止

衛生環境の整備

・仮設トイレの設置
・ゴミの収集場所の管理
・食中毒や伝染病等、衛生面への配慮

仮設テントの設置
(支援物資の受入準備等)

・緊急車両の進入の妨げとならない場所に

避難者の名簿づくり

・原則として入居時に記入(氏名、性別、年齢、住所等)
・すみやかな名簿の作成と更新

救護物資の調達配給

・配給時におけるトラブルの回避
・食料、医療物資等の市町村対策本部への要請
・お年寄り、障害のある方等や非常持ち出し品のない方を優先
・食事、救援物資の配給経路の把握

避難所運営組織への移行

・避難所運営が避難者も含めた地域の方々が主体となった運営組織に移行した後は、教職員は組織に施設管理者として加わり側面からの支援を行う

炊き出しへの協力

・使用可能な調理室・給食室等の提供
・献立、衛生管理等についての助言

情報連絡活動

・避難者用緊急電話の設置依頼
・メディアを活用した情報収集
・日本語が分からない外国人のための案内看板等

ボランティアの受け入れ

・専門ボランティアにコーディネートを依頼
・活動拠点の設置
・災害ボランティアセンターとの連携

3 学校再開に向けた取組



地震発生！

被害実態調査

- ・生徒及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・教職員及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・学校施設等の被害状況確認
- ・ライフラインの被害状況確認
- ・通学路及びその近隣の被害状況確認

教育委員会等との協議

- ・校舎等の被害に対する応急措置
- ・校舎等の危険度判定調査
- ・ライフラインの復旧
- ・仮設トイレの確保
- ・生徒の心理面への影響確認
- ・教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・通学路の安全確保
- ・避難した生徒の就学手続きに関する臨時的措置
- ・教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
- ・避難所における運営の支援

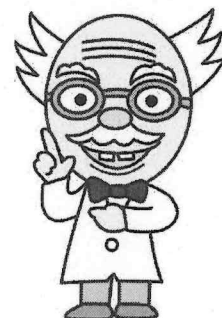
家庭訪問・仮登校

- ・生徒の心理面の状況把握
- ・登校生徒の確認と学級編成
- ・避難した生徒の把握
- ・生徒の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
- ・保護者等への連絡方法の確認
- ・通学路における安全指導
- ・避難した生徒の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰時期等）

授業再開にむけた教育委員会等との協議

- ・校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- ・授業形態の工夫
- ・教職員の配置、不足教職員に対する授業等への対応
- ・教科書・学用品等の調達・確保
- ・学校給食の再開
- ・学費の援助等の支援
- ・授業再開に向けた日程の協議
- ・欠時数の補充と授業の工夫
- ・水道水等の保健衛生の措置
- ・生徒の心のケアの体制整備

学校教育の再開



留 意 事 項

IV 参考資料

1 学校防災マニュアル チェックシート

学校名 高知県立高知東高等学校

項 目	チェック	今後の修正内容
1 学校の立地状況・南海トラフ地震による災害想定等について		
① 最大震度・揺れの時間等を記載している		
② 標高、海岸からの距離を記載している		
③ 想定された最大津波浸水深・30cmの津波が到達する時間		
④ 土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所を確認、記載している		
⑤ 学校内で地震発生時に危険が予測される箇所を明示している		
2 組織体制について		
① 災害発生時の指揮命令者（氏名を含む）を少なくとも5番目まで記載している		
② 災害発生時の組織体制（担当氏名）を記載している		
③ 勤務時間外の災害発生時における参集体制（氏名含む）を記載している（時間・場所）		
④ 災害発生後1時間以内に参集可能な教職員（氏名含む）を記載している		
3 地震発生時の避難場所・避難経路について		
① 避難経路を記載している（可能であれば複数） （避難経路上の危険が予測される箇所を明示している（例：橋、電柱、塀等））		
② 避難場所を記載している（可能であれば複数） （地図添付、学校からの距離・時間を明示している（例：徒歩10分等））		
4 地震発生時の対応について *以下の対応等を具体的に記載している		
【生徒が在校中の対応】		
① 安全確保及び避難行動の具体的な指示を記載している		
② 避難場所・避難経路が具体的に記載している		
③ 特別教室等の留意事項を明確化している		
④ 休み時間、清掃活動中等の対応を記載している		
⑤ 一人で避難できない生徒への対応（だれが、どういふ方法で避難させるか）		
【生徒が校外での活動時の対応】		
① 当該地域の避難場所等を調べておくことを前提としている		
② 情報収集の方法を記載している		
③ 一人で避難できない生徒への対応（だれが、どういふ方法で避難させるか）		
【生徒が登下校中の対応】		
① 学校内外における生徒の安否確認について記載している		
② 地域の避難場所を明記している（防災教育で、生徒が避難場所を把握している）		
③ 生徒の地区別の名簿を作成しておく		出身中学校別だけでなく住所により名簿を作成する
【生徒が在宅中の対応】		
① 地域の避難場所を明記している（防災教育で、生徒が避難場所を把握している）		
② 家庭に、生徒の安否情報の連絡体制を共有している		
5 地震発生直後の対応について		
① 関係機関との連絡方法を具体的に記載している		
② 保護者との連絡方法を具体的に記載している		
③ 保護者への引き渡しの判断基準を具体的に決めて記載している		
引き渡しの手順を具体的に記載している		
引き渡しカードを作成し、適切に保管している		
6 地震発生後の対応について		
① 避難所対応について記載している		
② 学校再開に向けた対応について記載している		

2 地震対策チェックリスト

		点 検 内 容	
施設設備	1	廊下等の避難の妨げとなる障害物を取り除いている	
	2	消火器や避難誘導の設備点検を定期的に行っている	
	3	スタンドピアノや大型音響機器等の転倒防止をしている	
	4	特別教室（図書室、理科室、調理室、美術室等）の棚の転倒防止をしている	
	5	遊具の点検・安全対策を定期的に行っている	
	6	教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている	
	7	ガラスの飛散防止をしている	
組織・体制	8	学校防災組織や教職員の役割分担を明確に行っている	
	9	地震発生後の参集体制や配備体制が教職員に周知されている	
	10	避難経路、避難場所が教職員に周知されている	
	11	障害のある生徒等の個別の避難方法について、すぐ対応できるよう訓練している	
	12	関係機関との連絡体制が整備されている	
教育訓練	13	防災訓練を計画的に実施している	
	14	年間計画に基づき、計画的に防災教育を実施している	
	15	地域と連携した防災訓練を実施している	
書類等	16	生徒の引き渡しカードを作成している	
	17	非常持ち出し品、生徒等名簿がすぐに持ち出せるようになっている	
児童生徒等	18	生徒、保護者との連絡体制を整備している	
	19	生徒の通学方法を把握している	
周辺環境	20	校地・運動場及び周辺の状態について、把握している	
		・斜面崩壊の可能性はないか	
		・液状化発生の可能性はないか	
		・グラウンド縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性はないか	